

畜産とくトク情報

平成 14 年 6 月 7 日
問い合わせ先
長野県庁畜産課
TEL026-235-7232

「家畜個体識別システム」について

- より安心な畜産物を食卓へ -

長野県内における牛への一斉耳標装着が完了し、このたび、国において「家畜個体識別システム」により収集された情報を利用する方法を定めた「家畜個体識別全国データベースの利用規程」が制定されましたので、その概要をお知らせします。

なお、利用規程の本文は最寄りの市町村及び農業協同組合並びに県機関(地方事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所)に通知してあります。

1 「家畜個体識別全国データベースの利用規程」について

(1) 目的

「家畜個体識別全国データベース」に蓄積されている情報の適切な提供を行うために必要な事項を定め、そのデータベースの有効かつ公正な利用を図る。

(2) 利用開始時期

平成 14 年 10 月 1 日から

(3) 利用者及び利用できる情報

| 利用者 | 利用できる情報 | 利用方法 |
|--------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| A：生産者* ¹ | 牛個体情報* ² (裏面の別表のとおり) | インターネット等 |
| | 生産者牛群情報* ³ (同上) | 家畜改良センター理事長に請求 |
| B：国、県又は市町村の畜産部局又は衛生部局 | 家畜衛生対策などに必要な情報 | 家畜改良センター理事長に請求 |
| A、B 以外の者 (農協、一般消費者など) | 牛個体情報(裏面の別表のとおり) | インターネット等 |
| | 生産者牛群情報(同上) | 生産者の同意書を添付して、家畜改良センター理事長に請求 |

参考

この規程で使われる用語の意味

| 用語 | 意義 |
|-------------|----------------------------------|
| * 1：生産者 | 牛の所有者 (所有者以外の者が管理する場合は、牛の管理者) |
| * 2：牛個体情報 | 個体識別番号、生年月日、性別、品種、飼養地等 |
| * 3：生産者牛群情報 | 牛個体情報を生産者ごとにまとめたもの |

(4) 利用に係る手続き

利用に係る諸手続の詳細については、「独立行政法人家畜改良センター」から連絡がありしだいお知らせします。

[別表] 利用できる情報の内容 (: 利用できる情報)

| 事 項 名 | 牛個体情報 (牛1頭ごとの情報) | 生産者牛群情報 (農家単位の牛の情報) |
|------------------------|---|---|
| 個体識別番号 | - (個体識別番号を指定して情報を入手するため不要) | |
| 生年月日 | | |
| 品種 | | |
| 母牛の個体識別番号 | | |
| 飼養地 (出生時以降のすべての飼養地) | (AまたはB) A: 生産者の氏名又は名称及び住所 生産者が生産者特定情報*4の開示を選択した場合 B: 都道府県名のみ 生産者が生産者特定情報の開示を選択しなかった場合 | (A及びB) A: 現在の飼養地 生産者の氏名又は名称及び住所 B: 過去の飼養地 都道府県名のみ |
| 転入・転出年月日 | | |
| 家畜市場名及び取引年月日 | | |
| と畜場名及びと畜年月日 | | |
| 死亡年月日(へい死の場合) | | |

* 4 : 生産者を特定できる情報 (生産者の氏名又は名称、住所、電話番号等)

2 長野県内の耳標の装着状況について (平成 14 年 4 月 30 日現在)

平成 14 年 1 月 21 日から開始した、県内の牛全頭への一斉耳標装着は、4 月 30 日で完了しました。(1,822 戸、64,687 頭)

今後、新たに生まれた牛への耳標装着は、生産者自らが実施することになりますので、耳標の装着と、「家畜個体識別センター」への報告をお願いします。

家畜個体識別センター
 出生等の報告は : TEL0037-80-1777、FAX0037-80-2525
 問い合わせは : TEL0037-80-1129、FAX0037-80-1003

3 その他

平成 14 年 5 月 1 日から、長野県食肉消費対策協議会が『県産牛肉の「安心シールシステム」』で発行している「長野県産牛肉履歴書」に、「家畜個体識別システムの耳標番号」が情報として加わりました。

牛の出生から出荷までの生産者の努力が消費者に伝わるとともに、消費者にはより安心して県産牛肉をお買い求めいただけるようになります。

(家畜改良係)